

長岡京市病児・病後児保育事業利用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長岡京市病児・病後児保育実施要綱に基づき、病児・病後児保育事業の利用を推進するため、病児・病後児保育事業の利用者にその利用料の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 長岡京市病児・病後児保育事業実施要綱第2条に該当することとなった児童の保護者とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、別表に定める助成額に利用日数を乗じて得た額とする。

(助成金の申請)

第4条 病児・病後児保育事業利用助成金を受けようとする者は、長岡京市病児・病後児保育事業利用助成金交付申請書(様式第1号)に必要事項を記載するとともに、領収書及びその他関係書類を添付して市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、利用料を支払った日の属する年度内に行わなければならない。

(助成金申請手続きの代行)

第5条 前条の助成金の申請については、病児・病後児保育事業実施事業者(以下「事業者」という。)が申請者からの申出を受けて申請書等を預かり、申請者に代わって市長に提出することができるものとする。

2 事業者は、前項により申請書等を預かったときは、速やかに手続きをしなければならない。

(助成金の通知)

第6条 市長は、助成金の交付申請があった場合は、当該申請書に係る助成金交付の適否を審査し、長岡京市病児・病後児保育事業利用助成金交付(決定・却下)通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定通知をもって、長岡京市補助金等交付規則(昭和57年長岡京市規則第8号)第9条の確定通知とみなす。

(助成金の交付)

第7条 市長は、助成金の交付を決定した者に対して、長岡京市会計規則（平成17年長岡京市規則第26号）第36条第2項の規定を適用して、助成金を交付するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行し、改正後の長岡京市病児・病後児保育事業利用助成金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

病児・病後児保育事業利用助成額

階層区分	定義	助成額
B	生活保護法による被保護者世帯及び里親世帯を除く非課税世帯	日額1,400円
C1からC4まで	生活保護法による被保護者世帯及び里親世帯並びに階層区分Bに該当する世帯を除く市民税所得割額48,600円未満の世帯	日額700円

備考

- 1 この表の「階層区分」とは、長岡京市保育料に関する規則（平成28年長岡京市規則第31号）別表保育料徴収基準額表に規定する階層区分をいう。
- 2 助成金の額の決定におけるこの表の適用については、4月利用分から8月利用分までについては前年度分、9月利用分から3月利用分までについては当該年度分市町村民税所得割課税額における税額控除前の税額とする。
- 3 この表の「里親世帯」とは、保護者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1項に規定する里親である世帯をいう。

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日		
長岡京市長 様		
申請者氏名		
住 所		
電 話 ()		
長岡京市病児・病後児保育事業利用助成金交付申請書		
長岡京市病児・病後児保育事業利用助成金の交付を受けたいので、長岡京市病児・病後児保育事業利用助成金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。なお、審査に伴う課税状況の調査を市担当課が行うことに同意します。		
ふりがな		
児童氏名	生年月日	
	年 月 日 (歳 月)	
在籍保育施設・幼稚園等		
看護できない理由	1 勤務の都合 2 その他()	
利用の種類	1 病児保育 (日間) 2 病後児保育 (日間)	
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
利用時間	午前 時 分から午後 時 分まで	
連絡先	自 宅 () 携帯電話(父/母) ()	
振込金融機関名	銀行 ・ 信用金庫 本店 農協 ・ 信用組合 支店	
預金種類・口座番号	普 通 ・ 当 座	
フリガナ		
口座名義人		
階層区分	定義	助成額
B	生活保護法による被保護者世帯及び里親世帯を除く非課税世帯	日額 1,400 円
C 1 から C 4 まで	生活保護法による被保護者世帯及び里親世帯並びに階層区分 B に該当する世帯を除く市民税所得割額 48,600 円未満の世帯	日額 700 円
添付書類：(1) 病児・病後児保育利用時に受けた領収書 (2) 課税証明書(長岡京市以外で課税されている方)		
申請期限： <u>利用年度内</u> に速やかに申請してください。		

様式第2号（第6条関係）

長岡京市指令 第 号
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市病児・病後児保育事業利用助成金交付（決定・却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった病児・病後児保育事業利用助成申請については、下記の結果でありましたので、通知します。

記

審査結果： {
・ 円を交付します
・ 交付できません

理 由：